

倉敷市水道局建設工事等請負契約入札参加業者等選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市水道事業の契約に関する規程（昭和53年倉敷市水道局管理規程第1号）に基づき建設工事等の請負契約を締結する場合の指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）及び随意契約の相手方とする者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の選定)

第2条 入札参加者の選定に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事においては倉敷市水道事業の建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱第4条、漏水調査業務並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務においては倉敷市水道事業の漏水調査業務等委託契約指名競争入札参加資格に関する要綱第7条の規定による入札参加資格を有する者から、それぞれ選定すること。ただし、特に必要と認められるときは、倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるところによるものとする。

2 前項の入札参加者の選定に当たっては、建設工事等の施行及び契約の履行が確実かつ有利な者を選定すること。

3 特許その他の特殊な技術を要する建設工事又は継続事業等の工事で施工上やむを得ないときは、前2項の規定にかかわらず、条件を満たす入札参加資格者を入札に参加させることができる。

4 入札参加者の選定に当たっては、次に掲げる事項を別表第1により十分審査し、入札参加者として選定するものとする。

- (1) 経営能力、不誠実な行為の有無その他信用状況
- (2) 工事成績
- (3) 手持ち工事等の状況
- (4) 技術者の状況
- (5) 当該建設工事に対する地理的条件
- (6) 当該建設工事等の施行についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況

(8) 労働管理の状況

(9) 地場産業の振興

(入札参加者数)

第3条 指名競争入札において指名する入札参加者の数は、倉敷市建設工事等請負契約入札参加業者等選定要領第4条の規定を準用するものとする。ただし、水道施設工事における指名競争入札の入札参加者の数は、原則として、別表第2の左欄に掲げる設計金額に応じ、同表の右欄に掲げる入札参加者数とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事に対する地理的条件、工事等の施行についての技術的適性その他の事情を勘案し、必要であると倉敷市水道局建設工事及び物品調達業者入札指名委員会規程（昭和50年倉敷市水道局管理規程第15号）に規定する建設工事委員会において了承されたときは、入札参加者の数を減ずることができる。

(随意契約の相手方)

第4条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第1号、第2号、第5号から第7号まで及び第9号の規定に基づく随意契約の相手方の選定については、第2条の規定を考慮して選定する。

(準用)

第5条 この要領に定めのない建設工事等の入札参加者の選定については、倉敷市建設工事等請負契約入札参加業者等選定要領第3条、第4条、第5条、別表第1、別表第3、別表第4及び別表第5の規定を準用するものとする。ただし、特殊工事、災害復旧工事その他これにより難い事由がある場合は、この限りでない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

入札参加業者選定基準の留意事項	
1 経営能力、 不誠実な行為 の有無その他 信用状況	次の事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 倉敷市水道局建設工事等請負業者指名停止要領及び倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領（以下「指名停止要領等」という。）に基づく指名停止又は指名留保の期間中であるとき。 (2) 倉敷市水道局発注工事（以下「局発注工事」という。）及び倉敷市発注工事（以下「局発注工事等」という。）に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負

	者として不適当であると認められるとき。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請け代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請け契約関係が不適切であることが明確であること。 (3) 倉敷市水道局建設工事等暴力団対策会議設置要綱又は倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱に基づく指名除外の期間中であるとき。 (4) 破産の申立がなされたこと、銀行取引の停止を受けたこと等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、それぞれの法に基づく裁判所からの更正又は再生計画認可決定がされるまでの間
2 工事成績	工事成績等が優良であるかどうかを総合的に判断すること。
3 手持ち工事等の状況	(1) 当該地域における工事の手持ち状況からみて、当該工事を施行する能力があるかどうかを総合的に判断すること。 (2) 予定価格が2億円以上の工事における入札参加者の選定にあつては、同一年度内に予定価格が2億円以上の局発注工事を3件落札した者は、当該年度内は選定しないものとする。（ただし、特殊な工事等の場合は除く。） なお、共同企業体を結成し落札した局発注工事については、予定価格に当該共同企業体を構成する各構成員の出資割合を乗じて得た額をもって、各構成員が落札した予定価格とみなすものとする。
4 技術者の状況	発注予定工事等の種別に応じて、その工事等を施行するに足る技術者が確保できると認められること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める金額以上の建設工事については、主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格証の交付を受けた者に限る。）は、

	工事現場ごとに専任の者であること。
5 当該建設工事に対する地理的条件	建設業法（昭和24年法律第100号）上の許可を受けている本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工事の種別、工事規模等に応じて当該工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できているかどうかを総合的に判断すること。
6 当該建設工事等の施行についての技術的適性	次の事項に該当するかどうかを総合的に判断すること。 （1） 当該工事等と同種工事等についての施工実績があること。 （2） 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 （3） 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等その工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 （4） 完成工事高のうち、下請に出した比率が極端に高い場合は、慎重に技術的適性を判断すること。 （5） 局発注工事の額が9千万円以上の場合は、建設業法第15条の特定建設業の許可を受けている業者とすること。
7 安全管理の状況	（1） 指名停止要領等に基づく指名停止又は指名留保の期間中である場合は、選定しないこと。 （2） 局発注工事等について安全管理の改善に関し労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは選定しないこと。 （3） 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に判断すること。 （4） 局発注工事等において過去2年間に労働災害を発生させたことがある業者を選定する際には、安全管理の改善措置等が十分に行われているかどうかを総合的に判断すること。
8 労働管理の状況	（1） 賃金不払に関する関係機関等からの通報が倉敷市長又は管理者に對してあり、その状態が継続している場合であって、明らかに請負者

	として不適當であると認められるときは、選定しないこと。 (2) 局発注工事等において建設業退職金共済組合の証紙の購入及び貼付が十分かどうかを総合的に判断すること。 (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
9 地場産業の振興	地場産業の発展及び市内業者の育成の観点から市内に建設業法上の本店、支店又は営業所等がある場合は十分尊重すること。

別表第2（第3条関係）

設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）	入札参加者数
1,000万円以上1億円未満	12者以上
1,000万円未満	10者以上